

(注意)産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備(A 類型)に係る証明書の発行の件（証明書の発行は 2018 年 4 月まで続きます。）

産業競争力強化法の施工に伴い、2014 年 1 月 20 日より「生産性向上設備投資促進税制」の適用が開始されましたが、当該法は 2017 年 3 月 31 日の機器設置完了をもって終了いたしました。しかし、納入先の決算の関係で、証明書が必要となるケースもございますので、弊社でも、引き続き 2018 年の 4 月まで、証明書の発行を行います。

- ① [証明書様式 \(JACA 指定用紙\)](#)
- ② [チェックリスト\(JACA 指定用紙\)](#)
- ③ [記載例 \(証明書、チェックリスト\)](#)

制度の概要やご利用方法については、「経済産業省のホームページ」([http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseik\\_ojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseik_ojo.html))あるいは「[パンフレット](#)」「[ご利用の手引き](#)」「[生産性向上設備投資減税について](#)」をご参照ください。

証明書発行手数料（税込）

JACA 関連機器の場合

正会員 @1,000 円/件

非会員 @4,000 円/件

JACA 関連機器以外の場合は別途お問い合わせください。

JACA 関連機器

|                                     |
|-------------------------------------|
| ① 空気清浄装置(エアフィルタを含む)或いは、それを内蔵する機器・装置 |
| ② コンタミネーションコントロール関連の機器・装置           |
| ③ 微粒子計測機器・ガス計測機器・装置                 |
| ④ クリーンルーム関連機器                       |
| ⑤ 集塵装置及びその関連機器                      |
| ⑥ 空調機器及びその関連機器                      |
| ⑦ クリーンルームで使用される機器・装置                |

問い合わせ先

猪原正泰 TEL : 03-3665-5591

E-mail : [inohara@jaca-1963.or.jp](mailto:inohara@jaca-1963.or.jp)